

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年11月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800068 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800016 号

第 1 結論

昭和 58 年 6 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 6 月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料について、昭和 58 年 4 月から口座振替が開始される旨の通知を受領したが、昭和 58 年 6 月分からは未納となっている。当時の預金通帳は保管がなく、金融機関に口座の出入金記録を確認したが、データの保管はないと言われた。海外移住の予定があったことから自動的に国民年金保険料の支払いができるよう口座振替の手続きをとったにもかかわらず、未納となっていることには納得できないので、請求期間について国民年金の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び A 市における国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金被保険者記録は、請求期間の直前である昭和 58 年 6 月 1 日に資格喪失し、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として資格取得していることが確認できる上、B 市における昭和 58 年度の国民年金被保険者収滞納一覧表（昭和 59 年 5 月 9 日作成）によると、請求者の国民年金保険料収納状況は昭和 58 年 6 月から喪失と記録されており、請求期間は国民年金に未加入の期間である。

また、請求者が所持する「国民年金保険料口座振替お取扱い開始のお知らせ」に記載の預金口座について、金融機関は請求者及び請求者の夫名義ともに請求期間に係る口座取引履歴の記録がないと回答している上、前述の預金口座とは別に請求者が提示した請求者の夫名義の預金口座についても、請求期間に係る口座取引履歴の記録がないと回答している。

さらに、金融機関及び行政機関において、国民年金被保険者資格のない者の国民年金保険料が被保険者等の預金口座から振り替えがされるという誤った事務処理が繰り返し行われていたとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800092号
厚生局事案番号 : 九州(脱)第1800004号

第1 結論

昭和36年10月20日から昭和43年11月5日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月20日から昭和43年11月5日まで

請求期間について、脱退手当金を受け取った記録となっているが、私が脱退手当金を受給したのはA社を退職した後の一度だけで、B社では受給していない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のB社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求者の請求期間後の厚生年金保険被保険者記号番号は、請求期間に係る被保険者記号番号とは別の番号となっており、請求期間に係る脱退手当金が支給されたために、新たな被保険者記号番号が払い出されたものと考えられるなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。